

第1回 彦根市入札監視委員会 議事概要

- 【日時】 令和2年11月6日（金） 午前10時から午前11時10分まで
- 【場所】 市役所本庁舎別館2階 2A会議室
- 【出席者】 委員：荒川委員長・川浦委員長代理・高田委員・藤委員
事務局：契約監理室（安居室長・都築次長・荒北主幹・西林副主幹）
工事担当課：建築住宅課（松岡技師、池田技師、饗庭主任、高橋主任）
大藪浄水場（藤田副主幹、沓水主査）
- 【傍聴者】 なし

1 開会

- 2 委員長の選出および委員長代理の指名
⇒荒川委員長、川浦委員長代理で承認

- 3 委員会への諮問について
⇒事務局代読

4 議事

- (1) 入札および契約手続きの運用状況について

※ 事務局から、[資料1-1](#) [資料1-2](#) [資料1-3](#) 参考資料一括して説明

⇒委員から質問・意見なし

- (2) 抽出案件の審議について

※ 資料4

事務局：石井委員が欠席のため、抽出理由を伺っております。落札率が高いもの3件を選ばれたとのこと。

① 条件付一般競争入札（事後審査型）塗装工事「市営大東団地外壁塗装改修工事」

委員：入札参加者が2者と少ないが理由は。

事務局：この工事は10月に実施したが不調で、仕切り直した案件。実は不調となった初回についても2者応札だった。令和元年度は他の案件でも同様の事例が見られた。対象を県内まで拡大した子どもセンター屋根塗装工事についても、結果として、参

加者数は伸びなかった。ただ、令和2年度になると、同じ資格要件にもかかわらず4、5者が常に参加している状況にあるため、この違いについて、工事の内容なのか、繁忙期なのかわからない状況である。

委員：一般競争入札といいながら、参加資格の対象者が7者というのも違和感がある。市内本店という要件が、逆に固定化している原因の可能性もあり、さらには落札率が高い原因かもしれない。競争性という観点からも必要なら要件緩和もするべきでは。

事務局：確かに、比較的落札率が高い状況ではある。競争性の観点から課題と考えており、委員のご指摘もあるので次年度以降は条件見直しを図っていく。

委員：子どもセンター屋根塗装工事の場合は、参加可能者数が41者である。7者の場合との違いは。

事務局：この案件も初回が不調で仕様を見直し仕切り直したものの。同じく仕様を見直して仕切り直した市営大東団地外壁塗装改修工事の案件の結果も受けて、本件については、要件を県内本店まで広げたため41者が参加可能となった。ただ結果、応札は4件だったので残念だった。落札率としては多少下がった。

委員長：大東団地は仕切り直しの入札時も市内本店要件を広げなかったということですね。

事務局：そうです。大東団地は仕様を変えても応札数が変わらなかったという結果をうけて、子どもセンターは要件を緩和した経過がある。

委員：この塗装工事については、2回目の入札（前回不調の仕切り直しの意）なのに、仕様を変えて同じメンバーとされた理由は、最初の不調原因が市の設計に無理があったということですか。県の場合、県の設計に落ち度がない場合はメンバーを変えてやるが、No.15（市営大東団地外壁塗装改修工事）とNo.17（高宮地域文化センター塗装改修工事）は同じ業者でやっている理由は。

事務局：市の市内優先発注という方針があるので、仕様を見直してもう一度市内業者で行った。結果、2者参加というところは変わらなかったが。

委員：参加可能業者が少ないことの原因でもあるのではないかとも思う。

委員長：参加数が少ないということについては、市内優先バランスということもあるが、今後、増やすか検討をいただくというご意見でよろしいでしょうか。

委員：それで結構です。

② 指名競争入札（電気工事）「南部系ほか水質自動監視装置修繕工事」

委員：特殊な工事であるとの説明だが、もう少し特殊な内容を説明してほしい。この指名8者しかできないものか。随契との境目のような案件だと思うが、その会社しかできないというものではないのか。

担当課：水質検査の装置を交換するもので、メーカーによるノウハウは必要だが、施工する

技術者は技能があればできる。

委員：8者に絞られた理由は。

担当課：過去の彦根市における同種工事の実績の有無と経験値の高いところ。

委員長：過去の実績の有無だけで選ぶと将来的に業者数は増えないのではないか。私的な受注実績もありか。

事務局：過去の実績とは彦根市からの受注実績をいう旨の担当課の回答がありました。浄水場の機械は市によって異なるようで、単純にコリンズなどで同種の実績では選べない。

委員：これも意見であるが、技術者としての視点からは、この程度の説明ではどこが特殊で専門的な知識・技術が必要なのかかわからない。この程度ならどこの市でもやっているもので、特殊性の説明にはならない。もう少し特殊性や専門的なことについて資料を積み上げて8者になったことを説明してほしい。そうでないと業者が増えてはいかない。

③ 指名競争入札（防水）「男女共同参画センターウィズ屋上防水改修工事」

全委員、意見質問なし。

委員：抽出案件理由について。契約金額が高いもの、落札率が高いもの、有効札数が少ないものにチェックを入れてその数が多いものを2件抽出した。

④ 条件付一般競争入札（事前審査型）電気工事

「(仮称)彦根市新市民体育センター建設工事（電気設備工事）」

委員：かなり高額な案件であるが、総合評価方式には該当しないのか。

事務局：低入札価格調査制度を導入できていないため、現在彦根市は総合評価方式を実施していない。

委員：それは、本末転倒だ。低入札価格調査制度＝総合評価方式ではなく、別概念なので、大きい金額の工事は、総合評価方式で価格競争だけでなく業者の技術力も見たらいい。もう少し参加資格を広げてもいいのかなと思う。この案件は高止まりなので。

委員：落札業者は、米原市で問題があった業者ではないか。その場合でも、彦根市ではいきなり高額な入札に参加できるのか。徐々に解除するのではないのか。

事務局：問題があった業者については、入札参加停止措置を行ったうえ、格付をする基準となる評点をマイナスするペナルティも与えている。

⑤ 指名競争入札（建築一式工事） 「医療情報センター研修室改修工事」

委員：市として、指名競争入札の指名数はどう決めているのか。15者、10者。

事務局：規則上は、指名競争入札は5者以上としているが、上限を15者としている。今回は、Eランク4者に加え、Dランクの6者から1者を選ぶということではできないのでDランクの6者を足して全部で10者としている。もし、Dランクが多ければ、評点順に15者ずつ選ぶ、という方法を取る。

委員：意見なのだが、この結果を見ていると、3者応札があるが、まともに取りにきているのは1者だけではないか。失格の1者は、半値ほどだし、超過の1者もちょっと高い。本当に取る気があるとは思えない。違和感があるという感想。超過の事業者は(個別の工事を指し)この案件を見ても取りにいつているときはそれなりの落札率で取っている。

委員：この業者は、他の事案ではかなり高い落札率で落としているから予定価格の推測はできていると思われる。また、この業者と(個別の工事を指し)この案件で落札している業者は、代表者も同じ、住所も同じ別会社であり、どちらも落札率が高い。取らないところとの差が気になる。

委員：(個別の工事を指し)この案件は、2者しか応札がないが同じ代表者ということになりますか。同じ工種でも2者で札を入れられるということか。同じ工種で同じ代表者が交互に落札しているということか。

委員長：この2者は注視するというだけでいいか。

委員：同じ代表ということとは、2つの札を持っているということ。これはよくない。この会社がどういう位置づけがどうか、同じ入札に参加させることが適当かどうか、再度調べて入札参加資格の指名の考えを次回までに整理してほしい。たちまち不正ということはないかもしれないだろうが、それぞれの会社を分けているということは、役割もありそれぞれやっている仕事も違うのが普通だから、よく調べてほしい。

委員：特に(個別の工事を指し)この案件は、2者が同じ代表者で一つは落札、一つは予定価格オーバー。予定価格がこの間にあるということはわかっている。

委員長：過去の入札状況を調べて、不正があるのかないか、不正らしきものが考えられるかどうか調査をしていただいて、今後の適正な入札に反映してほしい。意見でいいですか。

委員：はい。ここがわかっただけで、ほかにもあるかもしれないし、市としての方針をまとめてほしい。

(その他)

委員：資料から、有効な入札数を気にして見ているが、全部で有効入札数が一つの事案が

31ありまして、そのうち落札率が95%以上が15、落札率90%以上になると、26もある。結構な落札率になる。競争の原理が働いていないのではないか。よろしくないということを感じとして述べておく。

委員：委託業務について、一般競争入札はやらないということだが、市内業者優先という観点だけでなく、いろいろ高度な技術も必要となる業務は、一般競争入札ができる可能性が高いと思う。広く優秀な業者のノウハウを彦根のために使ってもらえるように一般競争入札についても検討してほしい。

委員長：ほかにありませんか。それでは事務局の方から。

事務局：次回の委員会について、例年ですと、5月、8月、12月なので、来月となりますが、どうでしょうか。その次となると年度が替わって5月となり、今回のように2期分となるわけですが、みなさまのご意見を伺いたい。事務局としては、来年5月にその2期分をさせてもらうのは一つの方法かと考えている。

委員：事務局の案でいい。

委員：日程については、事務局案でいい。ただ、2期分するのであれば、本来1期分あたり5件の抽出であるのが、今回は2件分に削られた。ですので、2期分をまとめて1回の委員会で議論する場合、全部で5件と決めずに、もう少し増やしてほしい。

事務局：今日の進捗状況を見ていると、もう少し時間にも余裕があると思うので、4件ずつ（全部で8件）くらいはいけると感じておりますので、十分その辺は考えておきたい。

委員長：では、次回は5月で。

事務局：また、その時期になりましたら調整もさせていただきたいと思いますので、次回につきましては5月目途ということをお願いします。

委員長：次の抽出される方は。

事務局：次の7月から10月分は●●委員に、11月から2月分を●●委員に抽出いただくことをお願いしたい。

委員長：では、5月開催で、抽出数を増やしていただくということとします。

事務局：事務局としては以上です。

委員長：それでは以上で、終了させていただきます。

事務局：本日はお忙しい中、ご議論いただきありがとうございますございました。